

(目的)

第1条 この要綱は、市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第48条、第49条及び第50条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）並びに指定障害者支援施設等の設置者若しくは指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービス及び療養介護医療、法第51条の27、第51条の28及び第51条の29の規定に基づき、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）並びに指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る相談支援並びに法第66条、第67条及び第68条の規定に基づき、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る自立支援医療（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等、指定一般相談支援事業者等、指定特定相談支援事業者等及び指定自立支援医療機関開設者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、第67条及び第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定基準)

第3条 監査は、次に掲げる情報から指定基準違反等の確認について必要と認められる場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 法第10条第1項及び第11条第2項の規定により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が当該指導に係る障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等の情報

(3) 実地指導又は他の市町村、都道府県若しくは厚生労働省の実地検査を正当な理由なく拒否した情報

(監査方法等)

第4条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員をして関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 市長は、前条の規定により監査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ当該障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 市長は、監査に当たっては、監査対象となる障害福祉サービス事業者等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて自立支援給付対象サービス等の担当者、自立支援給付に係る費用の請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

4 監査担当者は、監査終了後、監査調書を作成し、市長に報告しなければならない。

(監査結果の通知等)

第5条 市長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、対象となった障害福祉サービス事業者等に対して、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第6条 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、第67条及び第68条に規定する勧告、命令等又は指定の取消し等の行政上の措置を採るものとする。

2 前項の規定による勧告は、指定基準違反等が確認された障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により当該指定基準を遵守すべきことを勧告することにより行うものとする。この場合において、勧告を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長の指定する期限内に、当該勧告に対して採った措置の内容を、文書により市長に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第1項の規定による命令は、同項の規定による勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置を採らなかった場合において、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることにより行うものとする。この場合において、命令を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長の指定する期限内に、当該命令に対して採った措置の内容を、文書により市長に報告するものとする。

5 市長は、第1項の規定による命令をした場合には、その旨を公示するものとする。

6 第1項の規定による指定の取消し等は、指導基準違反等の内容等が法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く。）、第51条の29第1項及び第2項並びに第68条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることにより行うものとする。

(聴聞等)

第7条 市長は、前条の規定により命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）をしようとするときは、当該取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による措置を行った場合であって、自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関して不正又は不当な事実を認め、当該自立支援給付について支払った額の返還をさせる必要があると認めるときは、法第8条第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるものとする。この場合において、当該措置が取消処分等であるときは、同項の規定に基づき当該返還させる額に100分の40を乗じて得た額を併せて支払わせるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対して行う監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。